

あやべ 市議会だより

No. 152

2026年(令和8年)
1月発行



多言語対応サイトへ
To the multilingual site



《写真》寺山山頂からの風景

物価高の影響を受ける市民や事業所等を支援する補正予算を可決

発行／綾部市議会 綾部市若竹町8の1 綾部市議会事務局

TEL・FAX (0773) 42-1259 E-mail／gikaijimukyoku@city.ayabe.lg.jp

★ホームページへのアクセスは、検索画面で 綾部市議会 を入力してクリック！



令和7年12月定例会は12月1日から19日までの19日間の会期で開催しました。

本定例会では市長から提案された議案67件を審議しました。議案については、いずれも原案のとおり可決したほか、議会から提案した議案1件と意見書1件を可決しました。(採決の結果は4ページに記載)

上程された議案は、3つの常任委員会に付託され、審査しました。その内容は次のとおりです。

総務教育建設委員会

林野火災を予防し市民の命と財産を守る

●林野火災に関する注意報を創設

令和7年に全国各地において、焼損面積100ヘクタールを超える林野火災が相次いで発生したことにより、林野火災に関する注意報を創設するほか、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報等について、綾部市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

質疑の中で、「注意報及び警報発令時の周知方法と事前の広報の方法は」との質問に対し、「注意報発令時には、市のSNSやFM放送、消防車両での広報等を行う。さらに警報発令時には、防災行政無線でも周知する。事前の広報は、SNSや報道機関への情報提供、連長会での説明のほか、チラシの全戸配布、広報誌等での周知を図る」との答弁がありました。

特に意見もなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

●消防団員の定数を見直し

消防団員の定員は、国の消防力の整備指針において「消防団が業務を円滑に遂行するために、地域の

実情に応じて必要な数」とされており、消防組織法に基づき条例で定めています。前回の改正から14年が経過する中で、条例定数と団員数の差が年々大きくなっている状況にあります。今回の改正は、「綾部市消防団活性化検討委員会」において協議・検討され、将来にわたり持続可能な消防力を維持し、円滑な業務が遂行できる団員数として、条例定数「960人」を「760人」に改めようとするものです。

質疑の中で、「定数の削減に伴い、各分団が保有している車両台数の見直しや、部及び班の統合はされるのか」との質問に対し、「車両の削減は行わない。部及び班の統合については、吉美分団、志賀郷分団で一部班の統合を行い、現在の11分団44部28班編成から11分団44部21班の編成に変更する」との答弁がありました。

特に意見もなく、採決の結果、全員賛成で可決であります。

その他、公共施設の指定管理者の指定についてなど、18議案について審査を行い、採決の結果、全員賛成で可決となりました。



副議長
本田文夫



議長
松本幸子

年頭のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

市民の皆様には、お健やかに清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。ここに謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年、全国では地震や大規模な山林火災、建物火災が相次ぎ、多くの方が被災されました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げ、1日も早い復旧をお祈りいたします。

幸いにも本市では、大きな自然災害に見舞われることはありませんでしたが、火災事例が多く報告されており、個々の注意と地域ぐるみでの備えが一層重要であると感じています。市議会としましても、市民の安全・安心な生活を守るために、引き続き防災に取り組んでまいります。

さて昨年は、市議会設立75周年の節目を迎えた年であります。記念行事として10月に「次代を担う高校生議会」を開催しました。平成28年に選挙年齢が18歳に引き下げられ、主権者教育の一環として、また、ふるさと綾部を再度見つめ直し、住みよいまちづくりを若い世代に考えていただこうという趣旨で開催したものです。

綾部高校2年生1・2組の生徒さんに綾部への想いや将来像を考えいただき、代表8名が高校生議員として本会議場で発表しました。若い感性や視点での意見、その真剣なまなざしが議場全体に新しい風を吹き込んでくれたように感じました。まさに「多様な声が地域の力になる」、それを実感しました。

また、市議会では平成22年度にいち早く制定した議会基本条例を昨年全面的に見直し、議会と議員の役割をより明確にいたしました。市民福祉の向上と市勢発展に寄与するため、同条例を最高規範として位置づけ、市民の多様な声を確実に反映できるよう引き続き努めています。

結びに、本年の市民の皆様のご多幸ご健勝、国内外の平和と安寧をお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

●綾部市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定

令和8年度から全国一律で実施される「こども誰でも通園制度」に対応するため、本市における乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が制定されます。

本制度は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳児等が、月10時間の枠内で保育所等を利用できる仕組みであり、子どもの育ちを支えるとともに、保護者の多様なニーズに応えることを目的としています。

条例では、事業者の一般原則や安全計画、職員配置などの基本事項を定めるほか、専用定員を設ける一般型と、空き定員を活用する余裕活用型の2区分を設け、それぞれの設備基準や職員配置基準を明確にしているとの説明がありました。

質疑の中で、補助単価や0歳児に対する保育士等の配置基準、保護者に対する周知についての質問があり、事業は国の基準に準じて実施し、事業者と連携しながら市民への周知を図っていくとの答弁がありました。

意見として、「事業者の受入可能人数や保護者ニーズ等について調査を行い、現状把握に努めること。国の最低基準の引上げを見据え、市独自の上乗せ基準について検討すること」などがありました。

採決の結果、賛成多数で可決となりました。

●指定管理者の指定 22件を審査

22件の公共施設の指定管理者の指定に関する審査を行いました。質疑の中で、指定管理料の算定方法、地域と連携した施設の活用の考え方、修繕費の負担のあり方についての質問があり、施設の運営実態や社会情勢を踏まえた積算である、従来の方針を基本としつつ、必要な見直しが行われているとの答弁がありました。

いずれの議案についても特に意見もなく、採決の結果、全員賛成で可決となりました。

こども誰でも 通園制度

対象者

- 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象



利用方法

- 月10時間の枠内で

時間単位で柔軟に利用可能

※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

予算決算委員会

物価高の影響を受ける市民や事業所等を支援

●令和7年度一般会計補正予算（第4号）

渴水時への備えとして農業用ため池を浚渫するための事業費や障害福祉サービスの利用増に伴う予算が計上されました。

●令和7年度一般会計補正予算（第5号）

国の「強い経済」を実現する総合経済対策に伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が拡充されることから、物価高騰の影響を受ける市民、低所得者や子育て世帯、医療機関や社会福祉施設等を中心に支援を行うための経費などが追加で計上されました。

意見として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の趣旨に則して、翌年度に事業費繰越し等を行わずに、即刻事業着手されたい」「拡充された副食費、学校給食費の補助事業は、令和8年度

以降も継続すること」とありました。

＜主な事業＞

- ・住民税非課税世帯等商品券配布事業費
- ・販売促進キャンペーン事業費
- ・物価高対応子育て応援手当事業費
- ・保育所等副食費支援事業費
- ・小学校・中学校給食費補助事業費
- ・社会福祉施設等エネルギー価格高騰対策応援事業費
- ・医療機関エネルギー価格高騰対策事業費

その他、特別会計8件と公営企業会計6件を審査しました。

採決の結果、16議案全て全員賛成で可決となりました。

議決結果の一覧

《全員賛成で可決した議案》

	件 名	結 果
議第104号	火入れに関する条例の制定について	可 決
議第106号	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可 決
議第107号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可 決
議第108号	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可 決
議第109号	子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について	可 決
議第110号	保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可 決
議第111号	火災予防条例の一部改正について	可 決
議第112号	消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について	可 決
議第121号	地域情報センターの指定管理者の指定について	可 決
議第122号	田野コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可 決
議第123号	高津コミュニティセンター及び高津グラウンドの指定管理者の指定について	可 決
議第124号	福祉ホールの指定管理者の指定について	可 決
議第125号	かんばやし交流館の指定管理者の指定について	可 決
議第126号	清山荘の指定管理者の指定について	可 決
議第127号	ふれあいの家の指定管理者の指定について	可 決
議第128号	市立病院の指定管理者の指定について	可 決
議第129号	I・Tビルの指定管理者の指定について	可 決
議第130号	工業団地・交流プラザ及び工業団地・ヘリストップの指定管理者の指定について	可 決
議第131号	地域交流センターの指定管理者の指定について	可 決
議第132号	以久田野多目的広場の指定管理者の指定について	可 決
議第133号	山家運動公園の指定管理者の指定について	可 決
議第134号	林業センターの指定管理者の指定について	可 決
議第135号	桜が丘一丁目コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可 決
議第136号	桜が丘二丁目コミュニティセンターの指定管理者の指定について	可 決
議第137号	水源の里・老富会館の指定管理者の指定について	可 決
議第138号	里山交流研修センターの指定管理者の指定について	可 決
議第139号	あやべ観光案内所の指定管理者の指定について	可 決
議第140号	あやべ温泉等の指定管理者の指定について	可 決
議第141号	都市交流拠点施設の指定管理者の指定について	可 決
議第142号	総合運動公園等の指定管理者の指定について	可 決
議第143号	市民プールの指定管理者の指定について	可 決
議第144号	中央公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第145号	ふれあいセンター及び中筋公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第146号	農業振興センター及び吉美公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第147号	農村婦人の家及び西八田公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第148号	東八田公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第149号	墓幹集落センター及び山家公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第150号	健康ファミリーセンター及び口上林公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第151号	豊里コミュニティセンター及び豊里公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第152号	物部営農指導センター及び物部公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第153号	志賀郷公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第154号	観光センター及び中上林公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第155号	林業者等健康管理センター及び奥上林公民館の指定管理者の指定について	可 決
議第157号	市長等の給与に関する条例の一部改正について	可 決
議第158号	教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について	可 決
議第159号	一般職職員の給与に関する条例の一部改正について	可 決
議第160号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	可 決
令和7年度補正予算		
議第113号	令和7年度一般会計補正予算（第4号）	可 決
議第114号	令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可 決
議第115号	令和7年度介護保険特別会計補正予算（第2号）	可 決
議第116号	令和7年度住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第2号）	可 決
議第117号	令和7年度上水道事業会計補正予算（第1号）	可 決
議第118号	令和7年度下水道事業会計補正予算（第1号）	可 決
議第119号	令和7年度病院事業会計補正予算（第1号）	可 決
議第161号	令和7年度一般会計補正予算（第5号）	可 決
議第162号	令和7年度市立診療所等特別会計補正予算（第1号）	可 決
議第163号	令和7年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	可 決
議第164号	令和7年度介護保険特別会計補正予算（第3号）	可 決
議第165号	令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可 決
議第166号	令和7年度住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第3号）	可 決
議第167号	令和7年度上水道事業会計補正予算（第2号）	可 決
議第168号	令和7年度下水道事業会計補正予算（第2号）	可 決
議第169号	令和7年度病院事業会計補正予算（第2号）	可 決
その他		
議第120号	動産の取得の一部変更について	可 決
議第156号	町の区域及び名称の変更について（位田町地内）	可 決
議会提案の議案		
議会第3号	議会基本条例の制定について	可 決

《賛否が分かれた議案》

※議長は採決に加わっていません。

(賛成=○、反対=×、欠席=—)

会派名	民政会						創政会				共産党	公明党	みらいの あやべ 酪友会					
件名・結果	議員名	種清 臺之	藤岡 康治	安藤 和明	片岡 英晃	酒井 裕史	本田 文夫	梅原 哲史	渡辺 弘造	後藤 光	高橋 輝	柳原 秀一	井田佳代子	吉崎 篤子	塚崎 泰史	渡辺小百合	中島 祐子	河北ひさ子
議第103号 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決		○	—		○				○			×	○	—	○		
議第105号 市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正について	可決		○	—		○				○			×	○	—	○		



反対

日本共産党
よし
吉
ざき
あつ
篤
こ
子

乳幼児通園制度の実施は未成熟

「すべての子どもの育ちを支援する」を謳う通園制度の目的には異論がないが、あまりにも未成熟のままの条例制定に反対。その主な理由は、①通園制度は直接契約であり、福祉としての公的責任が後退する②保育士の配置等、「保育の質」が安心・安全、育ちの保障ができるない③市内外問わず複数園利用できる「自由利用方式」は、短時間かつ断片的で保育の保障ができない④医療的ケア児、外国籍などの子どもも対象だが事前の条件整備はない⑤対象年齢は「生後6ヶ月から満3才の誕生日まで」で、保育の継続性は保障されていない。以上、対象年齢からも条例制定には公的責任の明確化が必要である。

議第103号
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

議第105号
市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正

賛成

創政会
やなぎ
柳
はら
原
ひで
秀
かず
一

子育て支援を広げる第一歩

共産党議員団からは、受入体制や現場負担、国基準の在り方など重要な課題が示された。

これらは制度の弱点を指摘するものであり、今後の改善に活かすべき論点であつて、条例を否決する理由ではない。

本条例は、保育所等に通つていなくて、子どもや家庭に、社会とのつながりを保障する新たな支援の選択肢を加えるものである。まず制度を動かし、検証と改善を重ねていくことこそが議会の責任であり、その出発点として本条例は必要不可欠である。ことを制度のはざまに置かないため、議会として今後も不斷の検証を行い、必要な改善を求め続けていく姿勢が重要であると考える。

令和8年3月定例会の日程予定

3月定例会は、3月2日から27日までの26日間の会期で予定しています。

3月 2日(月) 本会議(議案上程)
9日(月) 請願受理締切り(正午)
10日(火) 一般(代表)質問
11日(水) 一般質問
12日(木) 一般質問

13日(金) 総務教育建設委員会
16日(月) 産業厚生環境委員会
17日(火) 予算決算委員会(総括質疑)
18日(水)~25日(水) 予算決算委員会(予算審査)
27日(金) 本会議(採決)

一般質問

市政を問う

12月9日から11日の3日間にわたって13人の議員が市政全般について質問を行いました。
ここでは一般質問の要旨を掲載します。（掲載は登壇順）

民政会 たね きよ よし ゆき
種 清 喜 之

綾部市の目指すべき将来都市像は



A **Q** 歴史、文化、人のつながり、立地、ものづくり、平和など、綾部市の可能性や魅力を再認識し、市民や行政、民間の意欲を高めることが重要だと考える。課題対応や危機管理は重要なが、希望ある将来像を示し、ポジティブにまちづくりを進めることも重要なと考える。4期16年市長を務められた山崎市長の視点から、今後の時代において綾部市が目指すべき将来都市像をどのように考えているか。

綾部市は第6次総合計画において「一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち：綾部」を将来都市像に掲げ、人口減少下でも地域の魅力と可能性を活かし、市民が夢や希望を実現し、幸せを感じできるまちづくりを重視している。物質的豊かさより精神的豊かさを重んじる価値観のもと、地方が都市部に先行して再生していく可能性を踏まえ、地域の新たな価値を見出だし、多様な人々が積極的かつ前向きに関わる中で生まれる、小さな一步、小さな成功を積み重ねることが、持続可能性に繋がるとともに、今後のまちづくりのヒントになってくると考える。

綾部市の将来都市像を考える上で、丹の国構想、綾部市市民憲章、サイニツク理論に影響を受けた。その上で、豊かな自然、

民政会 かた おか ひで あき
片岡英晃

水源の里の取組と展望は



A **Q** 三期目においては、定住促進による次世代の育成や都市との交流を通じた関係人口の増加、集落間や他機関との連携を柱として、各集落の再生に向けた取組を支援してきた。その結果、この10年間で40世帯65人の定住者を迎えて、地域を担う人材の育成にもつながっている。

綾部から始まり、全国に広まった水源の里の取組。高齢化や後継者不足等の課題はあるが、これからもこの活動が地域に活力を吹き込んでいく一助となるはず。水源の里条例四期目に向けての展望は。

指定集落は、地域活性化等に対する意識が高く、将来を見据えてやりがいをもつて活動している。市としても、指定集落の加入促進に努めると共に、集落における各種取組を支援し、地域の魅力向上や生活環境の充実に結びつけていくことが重要だと考えている。

水源の里条例三期目がスタートし、9年が経過した。この間、新たな指定集落の誕生や大学連携など、様々な取組が展

日本共産党 い 井 田 か よ こ 代 子

生活困窮時の支援制度の周知を



Q

長びく物価
高騰で節約を重ねておられた方

が、電化製品や車の故障などにより生活が立ちいかなくなるケースが出ています。

生活保護は受けることに抵抗がある方が今もおられる。子育て世代の方は、生活保護は知っているけれど、経済的な支援制度があることを知らないという方が5割おられることが、子育てニーズ調査の結果に表れている。生活保護への理解を広げることや、生活困窮者自立支援制度等の周知をし、早めに相談窓口に行けるようになることが必要と考えるが見解は。

A

生活困窮者自立支援制度や生活保護制度の相談は、社会福祉協議会や社会福祉課で相談いたぐりになつていて。制度に関わる市民への案内は、市や社会福祉協議会のホームページに掲載している。

また、市役所本庁舎や西庁舎の玄関に、あやべ生活サポートセンターの案内チラシや、知つておきたい生活保護の冊子などを配架することで周知を図っている。11月号の広報あやべ「ねつと」では、生活困窮者自立相談支援事業について案内をし、今年度中には生活保護の申請について「国民の権利であり、ためらわずに相談してください」と明記した上で、制度の案内を行う予定としている。

みらいのあやべ 中 島 祐 子

太陽光発電施設設置の条例制定は



Q

再エネ活用
はCO₂削減等
のために必要だ
が、無秩序な太
陽光発電施設の
設置は防災、住
環境、自然環境
等の点から課題

がある。既存制度は開発行為等に対する規制のみで、周辺環境・景観との調和や適切な維持管理、廃棄や跡地利用を含めた規制としては不十分。太陽光発電施設の条例を制定している近隣市の状況は。

A 府内で9市町村が条例を制定しており、内容は、禁止区域を設定し、禁止区域以外を許可制としているもの、禁止及び抑制区域を設定し、禁止区域以外を協議・届出制としているもの、区域設定なしで協議・届出制としているものなどがある。

Q

本市も太陽光を含む再生エネの促進と住民の生活環境や景観、貴重な生物の生育環境の保全を両立するビジョンを描き、地域と調和した施設の設置、適切な維持管理等のための条例を制定すべきでは。

A 太陽光発電施設の設置を規制する条例制定は、禁止区域の設定や住民との合意形成などの規制内容、指導や審査、厳格かつ円滑に運用するためのノウハウ・体制など検討すべき課題も多い。一方、環境破壊や災害リスクなどが社会問題として顕在化しており、先行事例を研究して検討を進めたい。

創政会 うめ はら てつ 哲 史

綾部市立病院の今後の構想は



Q

市立病院は
35年が経過し老
朽化が進んでお
り、今後も継続
的な修繕が求め
られる。また、医
療水準を保ち、
安全で質の高い

医療を提供し続けるためには、高額な医療機器の計画的な更新も不可欠である。地域密着型の病院として採算性だけを基準に診療科を整理縮小することは容易でなく、救急や産婦人科、小児科など地域にとって必要不可欠である一方で、採算が取りにくい分野を担い続けることが使命である。こうした中で、本市の人口規模や財政状況に見合った医療体制を、いかに構築していくかが喫緊の課題と考えるが見解は。

A

A 新たな地域医療構想は2040年を見据え、国が今年度策定するガイドラインを基に各地域で作成される。従来の病床数中心の議論から、医療と介護の連携や役割分担、機能強化へと重点が移っていく。人口減少・高齢化により、地域規模に応じた医療提供が求められる。市立病院は急性期医療を軸に役割を果たしてきたが、今後は経営環境を踏まえ、地域包括ケア病棟の在り方等の検討を進め、持続可能な医療提供に努めて、市民に寄り添い、将来にわたって市民の命と健康を守る病院としてあり続けるために、時代に即した病院運営に努めていく。



日本共産党 つか 塚 さき 崎 たい 泰 し 史

こども誰でも通園制度を問う



Q

令和8年度 実施のことども誰

でも通園制度の目的と概要は。

A 全ての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良好な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に

対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援強化を目的に創設された。保育所、認定こども園等に在籍をしない0歳6か月から満3歳未満の未就園児が対象となる。

A Q 市独自の上乗せはなく国の最低基準のみで制度目的を実現する適切な保育が提供できるのか。

A Q 保育士の配置や待遇、十分な財源措置を国や府に要望したい。また、子どもの安全・安心の確保にも資するよう制度の運用に工夫を凝らしていきたい。

Q 保育現場から「国の最低基準では子どもの安心・安全が守られない」との声が上がっている。国の調査や検討会では、重大事故が0歳から3歳に集中し、最低基準に対する意見・要望が既に出されている。事故が発生してからでは遅い。安全性や運用リスクを主題にした検討会を開催し、市独自の上乗せをすべきでは。A 子ども・子育て会議で概要を説明し、意見聴取を行ったが、特に意見は出されなかつた。今後も継続的に意見聴取を行い適正実施に努める。

創政会

ご 後 とう 藤

ひかる 光

重層的支援体制整備について問う



Q

来年度から 実施予定である、制度や分野を横断し、誰もが必要な支援につながれる体制を構築するための重層的支援体制整

A 備事業の進捗状況は。

A 令和6年度に府内の相談支援窓口の主管部署の職員研修と高齢・障害・困窮分野の職員によるケース検討など、住民の生活課題の早期発見、早期支援を目的に意識の醸成を行った。令和7年度は、保健・福祉部局と教育・人権・まちづくりの主管部署と社会福祉協議会等で構成するワーキングチームを設置し、京都府及び京都府社会福祉協議会の伴走支援を受け、地域の協働力の評価分析を実施。

Q 居場所について、綾部市での取組や、

A 様々な社会資源の位置づけ、世代や属性にかかわらず誰もが参加でき、つながれる新たな居場所の開設、居場所機能の強化についてどのように検討しているか。

公明党

わた 渡 なべ 辺 さ ゆ り 小百合

アピアランスケア支援の導入を



Q

がんは、誰にとつても無縁の病気ではない。しかし、がんに罹患した場合でも、しっかりと治療を受け、希望を持つて生活

していける社会を構築することが大切である。治療生活が質の良いものになるよう、ウイッグや帽子、乳房補整器具等の購入費の補助として、アピアランスケア支援事業を導入している自治体があるが、府内の状況は。

A 京都府が令和6年度に京都府がん患者

アピアランスケア支援事業補助金として、市町村の財政的な支援を行う仕組みを創設したことを契機に、京都市を含め17自治体で実施されている。

Q アピアランスケア支援が全国的にも府内においても広がっている状況であるが、本市も検討するべきではないか。

A がん治療に伴う脱毛や乳房切除、皮膚や爪の変化などの外見の変化は、患者の生活の質や社会参加に大きな影響を与えるもので、重要性は高まっている。本市においてもウイッグや乳房補整器具等への支援を求める意見や市民からの質問・要望が寄せられており、がんになつても安心して暮らし、自分らしく生活を続けることが出来る地域社会の実現に向け重要な取組であると認識している。導入について検討を進めている。



一般質問

創政会 渡辺こうぞう

綾部市の農業施策を問う



A 農業を維持するには一定の人数が地域に残り小規模な農家や兼業農家も含めて役割を分担し合うことが重要であると市としても考えており、認定農業者や集落営農組織等への農地集積支援に加え、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金を活用し、小規模農家を含む地域ぐるみで農地、農道、水路等の保全活動や、農村環境、景観の維持を支援している。引き続き、こうした施策を一層充実させていく必要があるというふうに認識している。今後も、国や府の施策を踏まえつつ、綾部市の地形、集落条件に即した中山間農業の維持・振興策を引き続き推進してまいりたい。

Q 綾部市でもほ場整備が位田地域で完了し、現在、上林の長野地域で行われているが、整備がもともとできる条件でない地域も本市には多くある。また、農地を整備し担い手に集積することは、結局は農業者の全体的な減少につながり、農地の維持のための共同作業が出来なくなり、農村の人口減少にもつながる。農地を維持するには一定の農家人数も必要と考えるが、そのためには、大規模農家だけではなく、小規模農家への農業継続のための政策が必要であると考えるが市の見解は。



酪友会 河北ひさ子

産業まつりのさらなる魅力向上を



A 平成3年に中丹文化会館、中央公民館一帯で開催して以降、市総合運動公園、綾部工業団地交流プラザ一帯、西町アイタウン周辺、あやべグンゼスクエアへと会場を移し、令和4年度から現在のあやべ・日東精工アリーナの二会場で開催している。開催時期は当初11月であったが雨の日が多く、令和元年からは10月に変更。来場者数は令和元年度以降7,700人から5,500人で推移し、今年度は雨天により2,500人であつた。

Q 以前は、農林業振興祭で農産物品評会が行われており、人気が非常に高かつたが現在は行われていない。綾部市を代表する一大イベントとして、市内外からさらなる集客、賑わい、経済効果を高めるため、目玉となる企画が必要と考えるがその検討は。

A 農林業振興祭、消費生活展、商工フェア、工業団地ふれあいフェスタに加え、ステージイベントやスタンプラリー、キッズチケットなど独自企画の共通イベントを実施することで、魅力あるまつりとなるよう努めているところである。

Q あやべ産業まつりは、本年度に35回目を迎える。これまでの開催時期と開催場所、来場者数の推移は。



民政会 藤岡こうじ

遊休公共施設利活用について問う



A 市のホームページでは一部土地のみ掲載されているが、残る300件余りも一覧公開し、市民や民間事業者に広く活用の可能性を開く仕組みが必要ではないか。条件の悪い土地でも「知つてもらう」ことが第一。看板設置や回覧、ネット告知、アイデア募集など柔軟な利活用促進策についての市の方針は。

A 現在、市のホームページでは一部土地のみ掲載しているが、周知が重要と認識している。今後は売却・活用が見込める土地について、周知方法の工夫や外部連携の活用を含め、市民や民間事業者による利活用が進むよう研究していく。

Q 綾部市において遊休不動産として把握している公共施設や土地は何件あるのか。また維持管理や所管部署の整理状況、市民や民間事業者への情報公開の現状と活用の検討状況も含めた今後の方針は。





民政会 ほん だ ふみ お 本 田 文 夫

農業用ため池の管理について問う

A 平成30年豪雨災害以前から、廃池の工法は厳格な技術基準が示されており、その基準に基づき適切な防災対策を講じてきた。今後においても、引き続き国最新基準や技術指針を踏まえながら、防災・減災の観点を最優先とした適切な対応に努めていく。

Q 近年の集中豪雨や地震といった自然によつて、ため池が破堤し、住宅や農地が被災するといった事象が生じている。特に、平成30年7月に西日本で発生した豪雨では、ため池に関わる被災例も多く、廃池の対応が注目された。また、廃池のほとんどがため池台帳からの削除のみにとどまつており、使用されなくなつたため池を安全かつ効果的に廃止するための具体的な防災対策は。

A 長年の土砂堆積により、「貯水能力が目に見えて低下している」、「豪雨時の越流リスクが高まっている」といった、地元負担だけでは対応が困難な規模の浚渫が必要な場合に、土地改良施設維持管理適正化事業などの補助制度が活用できることを利用して、ため池の泥上げや葦等を除草する補助事業を計画しては。

Q 農業用ため池には、長年にわたり堆積した泥や葦等の雑草が茂り、貯水能力が低下している。渇水対策として有効に水源



日本共産党 よし ざき あつ 篤 子

小規模農家を含む担い手の支援を



A 農村の景観形成からも地域の小規模農家の役割は大きいと思う。小規模農家を含んだ多様な担い手の育成と支援が必要と考えるが見解と施策は。

Q 農村の景観形成からも地域の小規模農家の役割は大きいと思う。小規模農家を含んだ多様な担い手の育成と支援が必要であると考えるが見解と施策は。

Q 本市の農業は、稻作を中心とし、多く生産面の役割でだけでなく、多面的な役割を果たしているが教育と環境



可決した意見書

●女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

可決した意見書は関係機関へ送付しました。内容はホームページをご覧ください。



綾部市議会基本条例の全部改正

議会及び議員が果たすべき役割等を明確にし、綾部市議会の最高規範として、より信頼される議会へ発展させるため、全部改正を行いました。内容はホームページをご覧ください。



会派の抱負

民政会

綾部の未来を明るく照らす民政会



創政会

チャレンジ 創政会！



日本共産党

命とくらし 平和に全力



公明党

誰一人取り残さず、自分らしく輝ける綾部に



みらいのあやべ

対話で拓く、みらいのあやべ



酪友会

最終年 心を引き締め しめくくる！



綾部市議会設立 75 周年記念事業

次代を担う高校生議会

市議会設立75周年記念事業として、令和7年10月22日に次代を担う高校生議会を開催しました。当日は、綾部高校2年生69名が参加し代表8名による想いや将来像について発表していただきました。ご協力をいただきました皆様に感謝申し上げます。



※原文要旨

2年1組 飯田 春輝さん

歴史と文化を受け継ぐまちづくり

綾部の観光資源であるグンゼや二王門は、養蚕や繊維産業の歴史、地域の文化が感じられる市民が誇れる象徴であり、約800年の歴史を持つ黒谷和紙の紙漉き体験は外国人などの観光客を呼び込む魅力的なコンテンツでもある。



こうした観光情報を広く発信する手段として、SNSの活用は大変有効。

さらに、農村部での農業体験や空き家を活用した田舎暮らし体験など、一見古臭く思えるものも磨くことで関係人口の増加につなげられると考える。

また、市民による積極的な情報発信も大切。観光や交流で訪れた人が、歴史や文化を通して関わり続けたいと思えるまちづくりにより、関係人口の増加や定住促進につなげることが大切と考える。

2年1組 玉木千太郎さん

綾部高校の取組と地域のつながり

100年以上の歴史と伝統を誇る綾部高等学校の特色ある教育の一環である「総合的な探求の時間」で、ごみのポイ捨て問題に注目し取り組んだ。その中で、由良川クリーン大作戦等により川の景観は保たれているものの、道端や水路でのポイ捨てが多いことがわかった。



対策として、ごみを捨てない取組に加え、正しい場所に捨てるよう景観に配慮したごみ箱の増設や、啓発ポスターの掲示などが有効と考える。

二王門登山レースや水源の里トレイルランなど、美しい自然を生かしたイベントを楽しむためにも、ごみの減量と地域の美化活動への積極的な参加等に努力していきたい。いつまでも川も山も道もきれいな魅力的な綾部であってほしい。

2年1組 中川翔太郎さん

綾部市における公共交通のあり方

豊かな自然と長い歴史、伝統文化に恵まれた魅力的なまちである綾部市の課題の一つに公共交通の問題が挙げられる。



市街地には公共的施設が駅周辺に集中し比較的便利であるものの、山間部ではバスの本数が少なく交通弱者が発生し、生活の利便性に地域格差が生じている。

その改善策として、オンライン診療や移動販売、宅配サービスの充実、オンデマンド型のデマンド交通や乗り合いタクシーの導入とともに、地域住民が協力し助け合う仕組みづくりも重要である。

今後も自然や文化を守り、住みやすく魅力あるまちであり続けるために、誰もが安心して通院や買い物ができる環境を整えることが「住み続けたいまち」と思える第一歩になると考える。

よしだ あおば
2年1組 吉田 碧桜さん

魅力的なまちにするために

綾部の観光活性化策として5点提案する。①美しい山々や由良川など自然を生かした観光や、里山ねっと・あやべでの農業体験等を推進。②君尾山光明寺や水無月まつりなど歴史や文化を生かした観光をSNSで積極的に発信。③綾部茶や黒豆、京野菜など特産品と観光とを結びつける。④高校生による観光ガイドや農家民泊など市民と観光客との交流による温かみのある観光の推進とwi-fi環境や外国人向け案内看板の充実。⑤舞鶴の海、福知山城やスイーツ等、近隣地域と連携した広域観光やイベントの推進。

人が訪れる事でふるさとに誇りを持ち、自然や文化が次世代に受け継がれていくことに大きな意義があり、人々に愛されるまちになることを願う。



いとう ゆうか
2年2組 伊藤 優花さん

綾部市のまちづくり

私が考える綾部市の将来像は、住み続けたい、戻ってきたいと思える、人が集い活気にあふれるまちである。まちの活性化策として3点提案する。

①二王門や温泉、黒谷和紙、農産物などの良さを市民が再認識し、SNSにより積極的に発信。若者視点での地域資源を生かした新商品の開発。②職場体験など市内企業と大学生との交流促進。公共交通の充実とバリアフリーの推進。空き店舗活用による若者や移住者によるチャレンジショップ。③綾部高等学校由良川キャンパスとの連携による遊休農地を活用した農産物の販売促進。



いながき ゆな
2年2組 稲垣 友菜さん

若者の働き方の多様化への対応



綾部の課題として、進学や就職を機とした若者の都市への流出が挙げられる。

綾部には豊かな自然、人の温かさ、豊富な地域資源など都市部にはない多くの魅力があり、対策として2点提案する。①市内企業や商店、農家が事業課題に基づいた業務登録をし、希望する分野やスキルに応じて参加者を募集する「地域チャレンジワーク制度」の創設。②市内企業等と市内外の高校生・大学生をオンラインでつなぎ職場や業務体験ができる「リモートインターン制度」の創設。

官民協働により、若者が地域と関わりながら成長できる環境を整えることで若者の流出対策につながると考える。私も地元就職、Uターンを選択肢とし将来の暮らし方や仕事選びを考えたい。



かねだ こうた
2年2組 金田 幸太さん

グリーンツーリズムによる人口減少対策

綾部市の人口は、市制施行時から2万人以上が減少し、少子・高齢化と人口減少という課題に直面している。

改善策として、豊かな自然の中で農業体験や地域住民との交流を楽しみ、関係人口を増やす「グリーンツーリズム」の取組を提案する。

自然や田舎暮らしに興味を持つ都市住民に農業や文化体験の機会を提供し、繰り返し訪問してもらうことで第二のふるさととして移住が期待できる。さらに観光と組み合わせた農家民泊やカフェ・レストランの創業等、新たな仕事づくりにもつながる。行政、観光協会、地域等協働による持続可能な組織づくりも必要。

地域の人とふれあい、交流し住みたいと思える活気あるまちであってほしい。



とがわ のあ
2年2組 戸川 望愛さん

空き家でつながる

全国的な少子・高齢化、人口減少により年々空き家が増加し、犯罪・災害リスクや景観の悪化、地域コミュニティの衰退など、様々な問題が懸念される。

留学したオーストラリアでは、移住者や留学生を積極的に受け入れる取組等により空き家は少ないと感じた。

空き家を活用した取組として2点の提案をする。①地域住民が集い、学生や外国人等との交流ができるカフェ等を作り、新しいコミュニティを生む交流の場としての移住・交流拠点とする。②行政、地域、企業に加え、学生や住民等がボランティアとして協力し、空き家の耐震改修等リノベーションを推進する。

私も空き家が人をつなぎ笑顔を生み出し活気ある街になるよう取り組みたい。



第4回のボランティア団体は、不登校支援「展望の会 綾部」さん。代表の桑井登志子さん、スタッフの方にお話を伺いました。



どんな団体ですか？

不登校など子育てに悩む親が、お互いに家庭での様子を話したり、経験者の話を聞いたり、年1回専門家のアドバイス聞く機会を設けるなどしている親の会です。

活動を始めたきっかけは？

子育ては誰もが1年生、初めて経験するもの。子どもが学校へ行きたくないなど子育てに悩む家庭があり、相談する場所がないとの話を聞きました。当時、福知山展望の会へ延べ40名以上が綾部から参加されている状況で、綾部にも相談できる場所があるといいなどということで立ち上げることになりました。

日ごろの活動内容は？

毎月1回 親の会を開いています。
年 1回 専門家を招いての親の会を開催しています。

活動の中で楽しかったこと・苦労したこと

- ・親の会に参加しているメンバーがお互いに顔なじみとなり、親子で流しそうめん、もちつき、バーベキュー、花火、ごみ拾いなど交流をしたこと。
- ・苦労したということはないが、最近は不登校が増えているにもかかわらず、新しく顔を出される方が少なくどのような環境にあるのかわからない。

お問い合わせ先
代表 桑井 登志子
TEL : 090-8820-8590

最後にひと言(今後の展望、市民にひと言、市へひと言など)

- ・不登校や子どもの成長は、それぞれ同じものではないけれど、色々な話を聞いてもらって、困っている子、悩んでいる子に対応してほしい。
- ・親の会の存在を知ってほしい。
- ・「信じて待つ」とはいえ、先が見えなくて悩んでおられることだと思います。話をして少しは楽になり、保護者が元気になれば、子どもにとってもプラスになるはず。行ってみようかなと思われたら一度参加してみてください。

取材を終えて

平成18年に設立され19年間、不登校に悩む保護者や子ども達に寄り添い精力的に活動されてきた、代表の桑井登志子さんを始めスタッフの方たちは、これまでの活動を振り返りながら、今も増加している不登校生徒を抱える保護者の拠り所はあるのか?と心配されていた。スタッフの方もかつては自身のお子さんが不登校で悩まれた経験がある。『展望の会』は、同じ悩みを抱える保護者の安心できる場所となり、少しでも気持ちが楽になってもらえた嬉しさと活動されている。参加はお茶菓子代として、200円。その他の費用は、資源回収を行い捻出され、段ボール・アルミ缶の回収は参加者や近所の方の協力もある。毎月の「親の会」の開催で私たちも元気をもらっている!と、お話しされていた”温かな笑顔”が印象的でした。

編 集 後 記

新年あけましておめでとうございます。

市民の皆様には、清々しい新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

今号では、各会派の新年にあたっての抱負をはじめ、昨年10月に実施した高校生議会において提案された内容を掲載しております。若い世代の柔軟で率直な意見や提案は、これから市政やまちづくりを考えるうえで、大変参考になりました。

本市議会をいたしましても、市民の皆様の声を真摯に受け止め、開かれた議会、信頼される議会を目指し、より分かりやすい情報発信に努めてまいります。

本年が皆様にとりまして、希望と実りに満ちた一年となりますよう心よりお祈り申し上げます。



編集／広報広聴委員会

◎本田文夫 ○塚崎泰史 後藤光 渡辺小百合 酒井裕史 中島祐子 片岡英晃 高橋輝 (◎委員長 ○副委員長)